

第18期 第5回 八尾市図書館協議会会議録

日 時 平成25年10月9日(水)
14時00分～16時06分
場 所 市役所8階 第2委員会室

出席者(敬称略)

井上 真澄 (元京都橘大学文学部教授)
松井 純子 (大阪芸術大学)
吉川 逸子 (大阪府立中央図書館司書部長)
大久保 典子 (大阪市立中央図書館利用サービス担当課長)
新居 佐登子 (八尾市社会教育委員)
北田 信吉 (八尾市青少年育成連絡協議会)
小垣内 潤子 (八尾市PTA協議会)
水谷 希亮 (八尾市校長会：曙川東小学校長)
池田 多瑛 (公募市民委員)
永富 雅子 (公募市民委員)

職 員

浦上 弘明 (八尾市教育長)
伊藤 均 (教育次長兼生涯学習部長)
南 昌則 (八尾図書館長)
永田 敏憲 (山本図書館長)
青木 薫 (志紀図書館長)
西村 隆男 (八尾図書館館長補佐)
筒 曜子 (八尾図書館利用サービス係長)
佐古田 明奈 (八尾図書館資料係長)
丸谷 奈緒美 (八尾図書館資料係副主査)
溝内 亜貴子 (八尾図書館司書)
佐藤 知恵 (八尾図書館司書)
喜多 由美子 (山本図書館司書)
中原 優希 (志紀図書館司書)

1 教育長挨拶

2 協議案件

(1) 図書館整備事業等の進捗について

- ①八尾図書館整備事業
- ②(仮称)第4地域図書館整備事業
- ③図書館電子化推進事業

(2) 八尾図書館の管理運営および開館日時について

①管理運営体制

②開館日時

(3) その他

3 報告案件

(1) 八尾市図書館条例の一部改正

(2) その他

○佐古田係長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第18期第5回八尾市図書館協議会を開会させていただきます。

本日は、御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

最初に協議会の資料を確認させていただきます。本日の資料としまして、先日御送付させていただいております、第18期第5回八尾市図書館協議会次第、資料1といたしまして図書館整備事業等の進捗について、資料2といたしまして八尾市立図書館の管理運営及び開館日時について、資料3といたしまして八尾市図書館条例の一部改正について、となっておりますので御確認ください。

また机上に委員の皆様に御確認をいただいております、前回の会議録を配付いたしております。お手元の会議録が最終校正を行ったものですので、よろしくお願ひ申し上げます。

資料等に不足はございませんか。足りないものがございましたら挙手でお知らせ願います。

委員の皆様におかれましては、本日も図書館の運営につきまして活発な御意見、御協議をいただきますよう、よろしくお願ひします。

それでは開会に当たり浦上教育長から御挨拶申し上げます。

○浦上教育長 皆さん、こんにちは。本日は大変お忙しい中、当協議会に出席していただきまして、ありがとうございます。平素は本市の図書館行政に御理解と御協力をいただきまして、この場をおかりいたしまして厚く御礼を申し上げます、ありがとうございます。今日の朝、えらい雨が降ってたんですけども、朝夕の気温がぐっと下がりまして、ようやく秋の気配が感じられるような季節になってきました。今まさに、文化、スポーツの秋といいますか、これからいろんな発表の場がどんどん登場してきます。2週間前には八尾の中学校の体育大会、先週が小学校の体育大会、そして今週は幼稚園、支援学校と、また市民スポーツ祭。文化の部ではこれから文化、芸術の発表の場がどんどん目白押しに続していくような季節になっております。本当に図書館の関係も、これからよいよ大詰めに入っていくかなと思っております。特に委員の皆様方が心待ちにされている新八尾図書館、どうなるんだろうか、どんな仕組みになっていくんだろうか、実際に今は想像の域ですけれども、来年の春にオープンしたときに本当にすばらしいものができるというふうに、私どももわくわくしているところでございます。あとで事務局から説明すると思いますけれども、この前の議会でも報告させてもらったんですが、読書通帳機というものが八尾市内の図書館に設置される運びになると思います。特に私も教員でしたのでわかりますけれども、やはり読書をする、本を読むとか、本と出会うときに、そういう興味、関心を得るものがあったらいいなと思います。自分が1冊本を読んだ時に通帳の中へ本の名前が記載される、それが1冊全部完了したら、やったという、そういう気分にもなります。できたら1冊完了したら何か賞でも与えてあげたらいいなと、私は個人的には思っているんですけども、そういうことも導入する予定になっております。また、これは映画なんですけども、皆様方御承知だと思いますけども、「じんじん」という映画がございました。試写会のほうを私も見せてもらいましたけども、本当に絵本ってすばらしいなということが、そのとき改めて自分の心で感じました。絵本は心のふるさと、まさしくそうだと思います。大人になったときに、あんなことがあったということを思い出して自分の生き方として、それが生き続けていくもんだなというのがすごく感じました。PRもするかもわかりませ

んけども、11月12日に朝昼晩3部に分けて、プリズムで公開される予定になっております。まだ見ておられない方は、もし時間の都合が合えばぜひとも見ていただきたいと。私ももう一遍見たいなと思ってるんですけども、そういうようなことでございます。

さて、本日は次第にもありますように、図書館整備事業等の進捗状況についてということと、八尾市立図書館の管理運営及び開館日時についてということと、3点目は報告案件でございます。

本日は委員の皆様方にさまざまな観点から御協議を賜りまして、忌憚のない御意見を頂戴したいと思っております。そして、それを今後の図書館運営に生かしていきたいなと考えております。

最後になりますが、本協議会が実りあるものになりますことをお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。本日はどうも御苦労さまでございます。ありがとうございます。

○佐古田係長　　ありがとうございます。

それではこれより議事に入らせていただきたいと思います。進行は井上会長にお願いしたいと存じます。井上会長、よろしくお願ひいたします。

○井上会長　　今回の案件は次第書のとおり、「八尾市立図書館の管理運営体制等について」を中心に事務局から報告を受けることとなっております。大変難しい案件で、何分すぐには結論が出るような中身でもありませんが、委員のみなさんのご意見もいただきたいと存じます。それでは今回も事務局から提出された議題に基づきまして進めてまいりたいと存じます。では事務局。

○西村館長補佐　　それでは説明をさせていただく前に資料の訂正がございます。申し訳ございませんが、御確認のほうよろしくお願ひいたします。資料2の3ページ、導入状況の3-3、指定管理者制度導入自治体数の推移において、表中19年度実施済みとなつてございますけれども、これがすいません、平成20年度実施済みになつてございます。件数等につきましては平成20年度の件数でございますので、19を20年という形で変更のほう、よろしくお願ひいたします。申し訳ございませんでした。

それでは事務局からお手元御配付の資料に従いまして御報告のほうをさせていただきます。

資料1、図書館整備事業等の進捗についてを御参考ください。

まず1、八尾図書館整備事業。1-1、現在建設中の新八尾図書館の開館に向きました状況についてでございますが、前回の協議会においても若干御報告をいたしておりますけれども、来春のオープンに向けて、現在、鋭意取り組みを進めているところでございます。

①新八尾図書館移転に伴います現八尾図書館の休館時期についてでございますが、休館開始予定時期を平成26年2月中旬頃からで現在調整いたしております。休館させていただく理由といたしまして、まず図書資料等の移転、引っ越し作業でございます。備品等の設置、図書館情報システム等設備工事、及び後ほど御説明いたします、同システム変更に伴いますデータ移行作業等でございます。

次に②図書資料等の移転でございますが、平成26年2月中旬頃から開始予定とし、年度内に本や備品などの引っ越しを終える予定でございます。

次に③八尾市図書館条例の一部改正についてでございますが、新八尾図書館に移転することによりまして同条例の図書館設置場所についての変更を行う必要がございます。今後市議会に議案上程を行っていく必要がございますので、よろしくお願ひいたします。

次に④その他といたしまして、新八尾図書館の機能的な部分としてグループで活用いただける学習室の設置、本八尾市にゆかりのある今東光氏を中心とした郷土情報コーナーの設置、ボランティアを初めとした図書館の活動に従事いただける方に御使用いただける団体活動支援室の開設も予定しております。また、併せて新図書館オープンに際し、記念式典等の開催を予定しているところでありますて、内容が固まりましたら委員の皆様にも御案内をさせていただきます。

続きまして1-2、新八尾図書館の竣工予定でございますが、平成26年2月中旬に引き渡しを受ける予定となってございます。詳細日程につきまして決定され次第、委員の皆様にお知らせさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

次に資料1の裏面、2(仮称)第4地域図書館整備事業でございます。

2-1、事業費予算額の補正でございますが、龍華複合施設整備事業の事業費の9月補正といたしまして、当初は13億7,338万4,000円を予定しておりましたが、1億8,441万6,000円を増額し、15億5,780万円としております。また、事業期間といたしまして平成25年度からの2カ年計画でございましたが、平成27年度までの3カ年計画に変更いたしております。

2-2、整備スケジュール案でございますが、先ほどの補正予算をもとにいたしまして平成26年初旬頃に工事着手し、竣工は平成27年春頃の計画となります。しかしながら、今後の事業者選定等でお示しいたしておりますスケジュールの変動の可能性がございますことを申し添えておきます。

次に3、図書館電子化推進事業でございます。

3-1、図書館情報システム更新についてでございますが、前回の協議会においてシステムの更新にあたり業者の選定中であることをお伝えいたしておりましたが、入札の結果富士通株式会社が本システムの開発等の事業者に決定したところでありますて、現在来春のシステム稼働を目指し、鋭意協議を進めてございます。

これに伴いまして3-2、ICタグ関連機器の導入も進めてございまして、ICリーダーライター及びアンテナ、不正持ち出し防止機能付きゲート、蔵書点検用ポータブルアンテナ、自動貸出機、また先ほど教育長から御紹介のございました読書通帳機の導入を進めてございまして、関連機器につきましてもシステムと同様、来春の稼働を予定しております。また読書通帳機につきましては、使用する読書通帳の裏面に広告掲載を予定いたしております、その募集につきまして今月下旬から予定しております。

次に3-3、館内閲覧用パソコンの導入による新たなサービス及び現在のAV視聴サービスの見直しであります、山本・志紀の各図書館で実施しておりますAVブースを一旦撤去し、システムの更新とあわせまして新たなサービスの提供を考えてございます。具体的な内容につきましては利用時間を区切った上でのAV資料の視聴を中心に検討いたしているところであります。

以上、まことに簡単ではございますが、資料1の説明とさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○井上会長 委員のみなさまにご意見いただく前に、私の方から事務局に数点補足説明いただきたいと思いますが、まず説明を今いただいた訳ですけれども、新八尾図書館のオープン時期ですね、既に決定しているならばお示しいただきたいのと、建物の竣工時期、引き渡し時期ですね。これも、決まっているならお示しお願いしたいと思います。それから、新図書館開館に併せて増える機能について、今東光の郷土情報の詳細、学習室、団体活動支援室の説明をもう少し詳細に示して欲しいんですが、よろしくお願ひします。

○南館長 すみません、それでは今、会長から御指摘いただいた件について若干補足で説明させていただきます。

まず新八尾図書館のオープン、実際の開館の時期なんですけれども、今さまざまな関係者との協議を進めておりまして、おおむね4月末から5月上旬ぐらいの時期で開館できたらなというふうに進めております。ただ、先ほど西村の説明がありましたように、さまざまなシステムの工事等の状況にもよりますので、ある程度システム等のスケジュールが固まり次第、開館日時を決めていきたいなと思っておりまして、また次の図書館協議会の際には詳細な日程についてお示しできるかなと思っております。

また建物の竣工、市への引き渡し日程なんですけれども、今の工事事業者、中川企画建設さんとの契約の中では2月14日で進めさせてもらっております。その日まで概ね工事、検査を終えたいなというふうに思っておりまして、その翌日から市の管理ということで進めさせてもらっております。

また資料1の1-1の④その他のところで3点ほど新たなコーナーを設けるようなことを書かせてもらっています。

まず1つ目の学習室につきましては、これまで青少年センターの一機能として児童、青少年の方々の学習の場としてスペースの提供を進めてきておりましたけれども、今回の図書館のリニューアルに伴いまして、図書館の機能としての学習室を設置していくこうと。ただ、図書館の機能として運営するにおいて青少年だけではなくて、青少年を中心とし、大人の方々にも、広く使っていただけるような空間と考えております。また、これにつきましても一人一人の自主的な学習できるスペースと、グループでディスカッションしながら学習できるスペースというような、2つの機能を持ったスペースの提供を進めたいなというふうに考えております。

次に郷土情報のコーナーにつきましても、新たな図書館の1つの機能としてこれまでにも御提示させてきてくださいましたけれども、郷土情報といたしましても、中心となりますのは八尾市にゆかりのある今東光氏の功績や原稿など今東光氏と八尾市とのゆかり、そういうもののを中心に市民に啓発していくということを考えておりまして、またこれについても御遺族の方々と資料の提供等につきまして調整を進めさせていただいております。

最後にボランティア活動支援室につきましても、新しい建物の4階にスペースを設けております。これは概ね八尾図書館でさまざまなお話しとかイベントを開催していただく方々の物品の保管場所であったり、市内のいろんなところでボランティア的に活動されている方々の情報の交流の場としてお使いいただくような空間として考えております。これらにつきましても、さまざまなボランティアの方々との意見を踏まえながらスペースの運用については早急に決めていきたいなと考えております。

○井上会長 今、新八尾図書館の整備事業の件で、館長から補足説明をしてもらったんですけれども、引き続きこの件について、委員のみなさまの御意見あればいただきたいと思いますが、御意見、御質問ございませんか。

○永富委員 現八尾図書館の休館が来年の2月中頃から始まるということなんですけれども、移動図書館についても同様にこの期間というか1ヶ月強ぐらいは休みになるんでしょうか。

○南館長 移動図書館につきましても、実際にいつから運行を止めていくかということについて、まず先ほど西村の説明にあったように、システム自体のデータ凍結を行います。データ凍結ということになると、貸出、返却、新刊の登録、そういったもの一切を停止しなければデータの移行をするときに、そのときに貸出をしているとデータが混乱してしまいますので、データ移行のときについては移動図書館についても若干の休館という扱いになるかなと思います。ただ、八尾図書館全体が休館の段階の時に移動図書館も休館するのかどうかというのは今現在、担当と協議させてもらっております、できるだけそういう期間が短いような努力はしていきたいなと思っております。

○小垣内委員 その他の郷土情報コーナーの開始というところで、今東光さん中心ということなんですが、これは今東光さんの資料館みたいなような位置付けなんでしょうか。他の情報というのは置かれるんでしょうか。

○南館長 今考えておりますのは今東光氏を中心とし、今後どれだけの展示をしていくたり、資料収集をしていくかによるのですが、中心としては今東光氏の作品や遺品など、そういった八尾市とのゆかりのものを中心に広めていきたいなど。その中心といいましても、それ以外の部分をどのような形で展示していくかということについては今現在、別の部署と協議をしているところです。

○小垣内委員 常設展示という形。

○南館長 そうですね、この郷土情報コーナーは新しい図書館の3階の西側部分、140～150m²ぐらいあるんですけども、そのスペースの中で今東光氏の年表であったりとか、出された作品であったりとか、そういったものを啓発できるような、市民に知りたいだけるような、そういう工夫について今関係部署と、こういった設備関係の事業者と協議をさせてもらっているところです。

○池田委員 学習室の件ですけれども、図書館の機能としてということで子どもから大人までということで幅が広がると思うのですが、例えば、あってはならないことですけど、いたずらとかがないように、そのフロアの管理というのはどういうふうになりますか。

○南館長 管理につきましては、これも以前にもここで議論いただいたかなと思うんですが、常時監視カメラということはやはりプライバシーの問題もあるので困難かなと、それと常時監視人をつけておくということでもやはり制約もあるのかなということで非常に難しいと。ただこの設置する位置が図書館の4階のスペースですので、図書館職員の往来もありますし、また4階には管理室ということで、建物全体を管理する施設管理者があります。そういうことの巡回もありますので、ずっとスペースを見ているということはできないのですけども、人の往来については一定巡回をさせていただこうかなと、またこの部屋自体は閉ざされた個室ではなくて、フロアからガラス張りになっておりますので、学習室の外からも廊下側から人の動向が見えますので、できるだけリスクがないように努

力していきたいと思っております。

○井上会長 今、学習室の話もあったわけですが、資料として新図書館の平面図があると非常に分かりやすいと思うんですけど資料提供をお願いできますか。用意できますか。

○南館長 これまでにも平面図をお示しさせていただいて以降、具体的なでき上がり平面図というものについて今現在作成していないところがありまして、常時設計事業者のほうと細かく細部変更、修正しております、恐らく開館間際になりますとパンフレット、リーフレット等を作成いたしますので、その段階での図面ということではお示しできるかなと思います。ただ、今回の会議の時に平面図でお出しさせていただきますけども、若干の微調整、設計事務所用の図面ですので、かなり細かいところもあるということだけは御了承いただきたいと思います。

○松井委員 裏面のほうで質問させていただきたいんですが、3のところですね、図書館電子化推進事業のところの3-2、ICタグ関連機器の導入のところです。2つ目のBDSの設置というのがあるんですけども、申し訳ありません、私が今の八尾図書館にBDSが設置されているのかどうかということを知らなかつたもので、現在もBDSはあるんでしょうか。

○南館長 現在は設置していないです。

○松井委員 新たにBDSを設置する。

○南館長 そうですね。

○松井委員 他の志紀とか山本の図書館についてはいかがでしょうか。

○南館長 この図書館システムにつきましては八尾だけではなくて、山本、志紀、今度予定している龍華の第4地域図書館、全てが同様のレベルの設備を設置しますので、ICリーダーライターや、BDS、自動貸出機、読書通帳機といったものについては4館均等に設置する予定としております。

○松井委員 ということは、BDSに初めて接する市民の方がおられるんですよね。ゲートを通る時に、例えば貸出の処理が不十分だったらピンポンとチャイムが鳴るかと思うんですけど、そういうふうな方の対応を十分できるような体制を整えておく必要があるかなと思いますので、その辺の対応についてどのようにお考えでしょうか。

○南館長 BDSのみならず自動貸出機であったり読書通帳機、そういったさまざまこれまでの市民が利用経験のないような新たな機器が入ってきますので、それに慣れていたくためには職員のほうが説明するということもございますし、またいろんな啓発、説明をするポスター掲示等といったことについても検討させてもらっておりますし、また職員のみだけでやるのか、いろんな方々の協力を得ながらもこういったことの説明ができるのかどうかということも一方で議論をさせてもらっております。ですので、利用者にできるだけ負担と戸惑いがないような配慮については十分していくなければならないかなと。またこれまでにこういった機器を新たに導入されて、当初どういった対応をしたかということで、近隣の自治体にも伺って対応の仕方のヒントをいただいたおります。そういうことも考えながらできる限り取り組んでいきたいなと思います。

○松井委員 割とBDSのチャイムが鳴ると結構びっくりするんですよね。最初は何で鳴ってるのか、何が鳴ってるのか理由が多分わからないので、その辺の説明は市民の方に丁寧にしていただければなというふうに杞憂ではありますけれども、よろしくお願ひした

いと思います。

○南館長 BDSにつきましては、ただピンポンと鳴るだけではなくて、カウンターのパソコンのところでどういった書名の本、何の本が貸出処理がしていないまま通過しているのかという書名表示ができるシステムも導入する予定をしております。ですので、そういういた配慮もしながら利用者には説明していきたいなとは思います。

○北田委員 すみません、先ほどの件で、3-2の件ですけれども、不正持ち出しは現在どのぐらいあるんでしょうか。BDSをしないとあかんという話になってるけども、どのぐらいの件数が出てるのかどうかね、ちょっと教えていただきたいんです。私は皆さんを信じたいんですよ。ざっとで結構です。出てませんか。あるでしょう、出てなかつたらこんなもん、出てこないからね。ちょっとお聞きしたいなと思って。

○井上会長 多分ね、私の想像以上の冊数が持ち出されていると思います。

○北田委員 私もね、人間を信じたいんですよ。

○井上会長 それはもちろんそうですよ。

○北田委員 だからちょっと。

○井上会長 図書館職員としても利用者を信じたい、みんなそう思ってますけど、ところがもう、かなり。

○北田委員 ちょっとお聞きしたいなと思ってね。すみません。後でもいいですよ。

○南館長 ちょっと今すぐ資料が出てこなくて申し訳ありません。不正に持ち出されたかどうかというのは今現在カウントのしようがないというのは事実です。ただ毎年、本の棚卸し作業、毎月月末にやったりとか年に1回は大がかりな棚卸しをしておるんですけども、その際にはあるべき本がないというのが、やはり3,000冊程度ございます。そういうしたものについては何らかの形で処理されずにどこかにまざっているのかな、というふうに思われます。

○北田委員 失礼しました。それであればBDSも必要だろと私は思います。すみません、わかりました。

○水谷委員 この学習室のほうの椅子というか、机というかの台数って、何人ぐらい入れる感じなんですかね。

○南館長 個々の勉強できる部屋が大体45名程度、現在の青少年センターの学習室が45名でしておりますので、概ね45名はキープしていきたいなというふうに考えています。また、グループで学習できるものについては10名ぐらいのグループで学習できるスペースを2室設けていこうかなというふうに考えています。

○水谷委員 多数来たらどうないしはりますかな。

○南館長 水谷委員がおっしゃるように、夏休みであったりとか受験前シーズンになるとやはり非常に多くの方、学生の方を中心に来られているのがあります。新しい八尾図書館の学習室の中でそういうオーバーフローした場合は同じスペースに会議室というのが別途あります。2室あるんですけども、20から30人ぐらいは入れる部屋になっておりまして、学習室がオーバーフローする時期については会議室で対応するようなことで現在検討させてもらっています。会議室についてはまた別の部署の管理になるんですけども、その時期、夏休みであったり受験前であったりといったところについては、そういう学習室として転用して使うことで話を進めさせてもらっています。

○池田委員　同じく学習室についてなんですけれども、利用時間とか運営ルールというのは図書館に準じてになるんでしょうか。

○南館長　学習室について詳細には決定はしておりませんけれども、基本的には現在の学習室の利用時間枠は継承していきたいなとは考えています。

○池田委員　商工会議所のほうですか。

○南館長　そうですね、今現在9時から、うろ覚えで申し訳ありません、たしか土日祝日は5時まで平日は7時までやったかなと思います。そういうた運用の時間枠については継承していきたいなと思っています。

○池田委員　ありがとうございます。

○南館長　すみません、先ほどから読書通帳機に関する御説明もさせていただいてたかなと思うんですけども、どういった機械か説明するリーフレットを本来なら当初からつけておくべきなんですけども、追加で御配付させていただきますので、また御参考にしていただけたらなと思います。

○井上会長　先ほどから、教育長から紹介があつたり事務局から説明もあったわけですが、今度導入する読書通帳機について、どんなものなのかを説明してもらいたいのと、どんなふうにしていくのか、教えていただけますか。

○南館長　すみません、説明は教育長からも十分いただいたかと思うんですけれども、皆さん銀行とかの通帳をお持ちだと思います。それと同じ形式で通帳機のところに自分が借りた本が貸出中であれば通帳に印字するような形でその機械に通していただければ、いつどんな本を借りたかが印字できるようになっております。ただ返却していただいた後になると、データが消去されますので、印字はできないんですけども、借りていただいている期間中に、通帳を挿入いただければ、そういうものを記録できると。全部で214か216冊ぐらい印刷できます。今後こういったことを子どもたちの読書意欲の醸成を図るための一つの起爆剤として活用していきたいなというふうに考えております。既にこれについては全国的に5つの自治体で導入されておるんですけども、おおむね子どもたちを中心に配布、利用されておるということですので、今後もいろんな意見を聞きながらどういった形での配布、活用というところを決めていきたいなというふうに思っておりますので、その際、次回でも結構ですので、こういった使い方はどうかなというヒントをいただけたらなと思いますので、また御提案よろしくお願いします。

○井上会長　それでは、案件1についてはこれぐらいにさせていただきたいと思いますが、ご意見、他にございませんか。なければ、案件2について事務局から説明願います。

○西村館長補佐　それでは協議案件2、八尾市立図書館の管理運営及び開館日時についてでございます。

お手元資料の2、八尾市立図書館の管理運営及び開館日時について御説明させていただきます。

現在建設中の新八尾図書館、さらに第4地域図書館の開館が予定される中において、本市の図書館に関する諸条件を踏まえまして、どのような図書館の管理運営体制が望ましいか検討が必要となってございます。差し迫っては、第4地域図書館の管理運営体制について方向性をまとめる必要がございます。本市では行財政改革アクションプログラムに図書館管理運営体制の確立を図ることを位置付け、図書館サービスを効率的に提供できる管理

運営体制の構築に向け、民間活力を導入している自治体の現状調査分析を進め、さまざまな検討を行ってきたところであります。併せて平成22年度に策定いたしました第2次図書館サービス計画にも運営体制の整備、充実を図ることを位置づけており、管理運営手法について検討を進めることといたしております。その管理運営手法につきましては指定管理者制度及び業務委託を実施している幾つかの図書館に赴き、現場の方々に声を聞くなどして研究を進めてきたところでございますが、本日はこれまでの検討経過を踏まえまして本市における図書館4館体制を効率的、効果的に提供する図書館の管理運営体制について御協議を賜りたいと存じます。

それでは資料2の1、公の施設の管理運営手法の主な類型別比較を御参照いただきたいと存じます。現在、全国自治体における図書館の管理運営手法は直営、指定管理、業務委託の3つに分けられます。委託主体については直営の場合は主に教育委員会、指定管理者の場合は法人、その他の団体となり、業務委託の場合は受託者としての限定はございません。特に資料の下段の項目で、選書決定行為や除籍決定行為など、図書館サービスの根幹となる部分については自治体が責任を持って取り組んでいるところが多いところでございます。

次に2、導入の利点と課題についてですが、指定管理者制度と窓口業務委託における利点と課題について、それぞれ列挙させていただいておりますが、導入自治体をヒアリングした際の意見や文部科学省が示した課題等につきまして資料に記載させていただいております。指定管理者制度の制度導入の利点としては、図書館サービスの質の向上やサービス経費の抑制等があげられており、課題としては図書館事業の継続的かつ安定的な実施の確保等が文部科学省から示されております。

次に3、導入状況でございますが、平成24年度までの調査では図書館の数としては333館であり、自治体数では156団体でございます。また今年度以降に58の自治体で導入を予定している模様でございます。大阪府内の状況、3-4でございますが、府内では大東市や大阪狭山市など4自治体、8館で指定管理者制度による図書館サービスの提供を進めてございまして、窓口業務委託については私どもが把握している中ではございますが、委員のおられる大阪府、大阪市、吹田市など5自治体で導入いたしていると把握しているところでございます。

次に4、八尾市立図書館の管理運営手法について御覧ください。これまでの検討経過を踏まえまして、第4地域図書館の管理運営手法としては現状のとおり直営で行うのではなく、民間活力を導入することが必要であり、その結果としてパターン1で示した指定管理方式とパターン2の窓口業務委託方式の、2つのどちらかの導入を図ることが好ましいと考えているところでございまして、本市の現状や期待するところを踏まえますと、指定管理方式の導入を目指すことが好ましいのではないかと考えております。この考えに至りました主な理由でございますが、1つ目に、長年直営方式による図書館運営を続けてまいりました。直営による効果はこれまで長年の図書館運営で培われた経験と実績を認識する一方で、時代の変化の中で新たな発想による図書館サービスへの期待に対応することが必要となっていることが挙げられます。2つ目に、本市全体の厳しい財政状況の中で多様化する図書館サービスの提供を効率的に行うためには効率化を一層進めていく必要があることがあげられます。3つ目に、本市の職員の定数の見直しが進められる中で新たな職員増が

難しく、また司書資格を有する専門職員の新たな採用が見込めない中、増加する仕事量を現状の人員体制で進めることができないということがあげられます。4つ目に指定管理者制度が地方自治法で規定された当初は図書館における指定管理者制度導入については成熟度も脆弱でありました。しかしながら昨今では指定管理者として図書館を管理運営する団体も増加していることに伴いまして、指定管理者制度を適用する自治体がふえ、成熟度も増し、図書館運営をする中での1つのカテゴリーになっているということもあげられます。以上のことから本市では第4地域図書館の管理運営につきましては指定管理者制度を一つの方向性として、今後具体化に向け詳細な課題整理を進めていく所存であります。

指定管理者制度導入におきましては、先にお示しいたしましたように、さまざまな視点で課題が指摘されておりますが、本市では指定管理者に対して図書館運営を丸投げではなく、市として責任を十分に果たせるように、またレンタルや選書などの根幹サービスにおいて地域格差が生じないように、指定管理者との調整、監視体制を構築していく必要があると認識しております。また、併せて指定管理者制度導入の効用である図書館の設置目的がより効果的に達成され経費削減による効率化が果たせるように努めております。本日委員の皆様から市立図書館の現状を含めて管理運営体制につきまして御意見をいただきまして、今後の検討を行っていく上での貴重な御意見として参考にしていきたいと存じます。

次に5、八尾市立図書館の開館日時の見直しについて御覧ください。これまで図書館の管理運営体制の見直しと同様に、開館時間帯や休日の設定の見直しについても検討を進めてきたところでございます。まず開館時間帯でございますが、現在見直し案としては図書館が開館する時間については市内の返却ポストや夜間返却ポストへの投函された図書の返却手続、八尾図書館から山本、志紀図書館への搬送、そして配架、書架整理に時間を要することから現状のまま10時開館といたしたいと存じます。次に閉館時間でございます。現在は午後5時閉館ではありますが、水曜、木曜、金曜は午後7時まで時間延長を行っておりますが、今後の見直し案といたしましては20時までを1つの検討案として考えていくところでございます。しかしながら一方で、閉館時間につきまして費用対効果の問題や現状の利用者の状況等も踏まえまして、弾力的な閉館時間の設定も検討しております。

次に休館日の設定でございますが、1つ目に月曜日を休館日としておりますが、市内のどこかの図書館が開館することで、月曜日の図書館利用希望への対応を図ることができると考えておりますが、月曜日に開館する図書館については今後詳細に検討を進めていきたいと考えております。2つ目に国民の祝日については現在土、日に祝日となる日は開館いたしておりますが、月曜から金曜までに祝日が当たるときには閉館しております。今後はこれら祝日についても開館いたしたく存じます。3つ目に年末年始については、市の条例に合わせて休館を継続いたします。4つ目に祝日が月曜日の場合、火曜日も休館といたしておりますが、これについても廃止し、開館いたしたいと存じます。5つ目に館内整理日については、システムのアップデート作業や職員研修、調整会議等のために各図書館員が集まって行なうことが多いございますので、これまでどおり閉館といたしたいと存じます。現在見直し案による図書館の開館日は月曜日を除いて、年間で多い場合は20日程度の開館日がふえる計算となりまして、月曜日にどこかの図書館を開館させますと、年間340日程度の開館となり、現在より大きく増加することとなります。

本日は委員から開館日時の拡充について御意見をいただきまして、今後検討する中で参考とさせていただきたいと存じます。

なお5-2、開館日時の充実を検討する際の留意事項におきまして、開館時間帯や開館日の充実を検討する際に留意すべきことの事例をあげてございます。

5-3では大阪府内の中央図書館的図書館、八尾市でいいますと八尾図書館のような図書館における開館日時等の状況を掲載しております、数値は本市で各自治体の条例規則を調べることによりまして作成した資料でございます。この資料につきましては1年前に作成いたしておりますことから変動している場合もございますので、御了解願いたいと存じます。

以上、大変長くなりましたが図書館の管理運営体制及び開館日時の充実に向けた本市の方向性案をお示しいたしました。委員の皆様方の貴重な御意見をいただきたいと存じますので、よろしく御協議いただきますようお願いいたします。

○井上会長 説明が終わりましたが、管理運営体制については非常に課題が多く一筋縄ではいかないと思います。前回からの続きの部分もありますけれども、みなさんに御意見いただきながら進めていきたいと思いますが、この管理運営体制、開館日時の件御意見をいただきたいと思います。

○小垣内委員 開館時間についてお聞きしたいんですけども、一応10時ということで、現行どおりのように書いてあるんですけども、前回の会議の時に夏休みであるとか、そういう子どもたちが早くから学習をしたいとか、調べ物をしたいということに対応できるように少し早めていただけないかみたいな案が出てたかと思うんですけども、開館につきましては弾力的なというふうな検討中とあるんですけど、開館につきましてはそういうふうな記載がありませんので、開館についてもそういう弾力的なことを考える余地があるのかどうかというのをお聞きしたいんですけど。

○南館長 朝の開館時間につきましては、やはり皆様のアンケート、希望をいただきまして、やはりできるだけ早く長く開けてほしいというのは、それはやはり利用者の感情的には理解させていただいております。ただ一方で、前回別の委員からも発言がありましたように、朝開館がなぜできないのかと言いますと、説明にもありましたように市内返却ポスト、夜間ポストで、やはり多い時で1,000冊以上の本がポストに返却されております。そういう本を少人数の中で返却手続をし、それで各図書館に分類する作業、各図書館にそれを搬送する作業、それと受け取った館で、その館に戻ってきたという処理をする作業、そしてその本を全て適切な場所に配架する作業、そういうものを各図書館、当然夜間開館とかする場合には、その夜間開館する担当に当たった職員はフレックスで遅く出勤しておりますので、朝そういう作業を場合によっては数名、片手数名ぐらいでやっているという事例もございます。そういう作業を行っている中で、開館を9時とか9時半とかいうことになれば、当然間に合わないということもあります。それを9時半にするためには、当然その作業をするための人員を確保しなければならないというのは物理的にございますので、やはり人件費を抑制する中で9時半に開館しようと思えば、そういう部分のコストがかかるということで検証させてもらった結果、やはり図書館については10時の開館ということが1つの現状としては適切な時間かなというふうには考えております。ただ、そういう朝早く開けてほしいということが去年のアンケートの中でもいただいて

おります。ただ早く開けていただきたいという方は比較的利用の時間に余裕がある方の答えとしていただいておったかと思います。ということは、9時に開けなければならぬことの必要性が高い方々の答えではなくて、9時でも10時でも12時でも1時でも場合によっては4時でも来られるなんだけども、開けてくれるんやつたら早く開けてほしいといった回答もいただいていたかなと思っております。できるだけ開館時間を長くということの御意見はこちらも重々理解しておりますけれども、朝の作業、開館に向けた内部的な作業ということが非常に困難であるということだけは御理解いただきたいと思っております。

○小垣内委員 ありがとうございます。

○北田委員 ちょっと教えていただきたいんですが、指定管理者を入れるということは儲けがなかつたらできませんわね、だけど本当にここに書いてる、1番に書いている図書館サービスの質の向上になるのかどうか、それと今おる従業員の方、図書館職員の方はどうなるんか、その点と実際大阪市がやられてるということですが、その方法とかどうなってるか説明していただきたいなと思います。

○南館長 委員御指摘のように指定管理者制度を入れた場合の効果と、当然地方自治法上指定管理者制度を導入する狙いとしては、公の施設の設置目的を効果的に達成することと、経費の節減ということの効果的、効率的な施設運営ということが1つの大きな趣旨になっております。具体的に今、八尾図書館の中でそういう制度を導入した場合にどういう効果が期待できるかという話になりますと、当然推測的な話、期待値的なという話になるんですけども、ただ実際に導入している自治体の話を聞きますと、当然その団体さんのほうから新たな事業提案があったということで1つは府内の自治体におきましても、利用者がふえたということで、私が伺った自治体さんのお話を聞きますと、そういう制度を入れることによっていろんな催し物、それとレイアウト、レファレンスであったりとか、総体的に登録者数が300%、いわゆる3倍にふえたという図書館があるというふうには聞いております。そういうことで図書館に多くの方が来ていただき、貸出をしているということが一つの効果であったのかなというふうに聞いております。また現在従事している職員につきましては、これは全て、八尾の現在4館へ一挙に入れるわけではございませんので、まず今回、本日検討させていただいておりますのが第4地域図書館をどう運営していくかということになっております。ですので、現在の職員につきましては別の観点かなというふうに思っております。

○池田委員 第4図書館についてなんですけれども、運営手法としてパターン1とパターン2、直営がないというのは、直営よりも指定管理や窓口業務の委託というのが好ましいということで御説明がありましたけれども、この最初の1ページを見ると、例えば指定管理、こちらは権限とかがその指定管理の業者さんになってるんですけども、こうなると丸投げのような感じになってしまふんでしょうか。例えば私もお話しのボランティアでしてゐんですけども、そことのつながりというか、そういった意向とかというのは聞いていただけるような、ここに権限がないということはどういうふうになるんでしょうか。全然イメージがわかないというか。あともう1つ、例えば窓口業務だけを委託するとなつても、どういう業者さんが来られるのかわからないですけれども、レファレンスとかもそこがされるということになると、果たしてちゃんとサービス的に機能するのかなという不安

があるんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○南館長 指定管理者制度につきましては、基本的には公の施設の管理運営を指定管理者に任せる、管理代行をするという協定によって任せるということになっております。ただ御心配のところの、直営の図書館と指定管理者の図書館とのサービスの格差が生まれるのではないかという危惧かなというふうには思っております。そういういたところにつきまして、これまでにも全国的に直営と指定管理者との両方で順次入れている自治体もございます。そういういたところの状況も調べたりとかお伺いする中で、市と指定管理者とどういった連携と定期的な情報のやりとりを持っていくのかというところが一つのキーになるのかなというふうに思っております。ですので、そういういた御心配の指定管理者に管理代行させることによって、そこの図書館が行政の手の届かないところになってしまふということではなくて、行政と指定管理者が協力しながら八尾市全体の図書館サービスをどう民間さんの力を行政のほうにいただきながら、また行政の持っている知識とか経験というものを指定管理者にも共有しながら取り込んでいくのかと、そういういたところが重要なと思っておりますので、今後こういう指定管理者制度を導入するということに方針的に確定した場合は、その次の段階として、そういう格差、サービス格差が生じないような手法についてきちんと協定なり制度的には設けていくべきかなというふうには思っております。

○池田委員 すみません、続けていいでしょうか。直営ではやはり難しいんでしょうか。

○南館長 直営という手法につきましても市とは検討させていただいております。ただ一つの市の大きな方針といたしましては、やはり民間活力が活用できる部分については活用するということを1つの大きな方針を持たせていただいております。一つには公民協働ということで、公と民と協働しながら自治体サービスを提供していくという、国におきましても大きな柱の中で全てが行政が担うということではなくて、公のサービスについては行政が責任を持つのでなくて、行政と民とが協力しながら提供していくという大きな方針がございますので、そういうことも踏まえながら市としては進めていきたいなと思っております。

○池田委員 ありがとうございます。

○水谷委員 サービス、経費ですわね、経費ではどれだけ浮きますのかな。浮きますと言うたらおかしいけれども。八尾市のためになるのかなと思うので。

○南館長 サービスにつきましては実際にこの第4地域図書館の管理時間であったりとか人員をどれだけ配置するのかという、そういう業務形態によってかなり変動が出てくるのかなと思っております。現在先行ですけども、山本、志紀等々を1つの図書館を運営するにおきまして、やはり年間、本代とかは別といたしまして9,000万円前後ぐらいの経費がかかっております。それは人件費、物件費を含めた経費になっております。今後別途御議論いただいております開館日時でどれだけ枠を広げるかによって当然人件費等々も変わってきますので、どれだけ削減できるかというところにつきましてはまだ詳細な積算までは至っておりません。ただ他市の事例を見ますと、もし開館日時、時間帯を増やした中で直営でやった場合に比べ結果的に指定管理者に代行してもらったことによって、経費については大幅に削減できてきたという、そういう回答もいただいております。ですので、やはり導入する自治体におきましては、サービスの質の向上が期待できるという確証ともう1点は経費の節減が図れるという大きな確証、その2点を踏まえての判断に至ったのか

なというふうには思っております。

○大久保委員 2-5の指定管理者制度の利点で6点書かれているんですけど、先ほど登録が3倍にふえたというような向上について少し御説明があったんですが、もう少し1つずつ教えていただきたいと思うんです。例えば2番の、民間のノウハウを生かして新たなサービスの提供ってどのようなことをイメージされているのか、3番はわかるんですけど、4番の市民要求への迅速な対応って何なのか、5番はわかります、6番の多様化・迅速化というのは具体的にはどのようなことを指して利点であるというふうに結論をつけてはるのかを教えていただきたいです。

○南館長 具体的にいろんな検討があると思うんです。その文面につきましても1番と2番につきましてはサービスの質の向上、民間のノウハウの活用、そういったところがどちらに分類されるのかというと、いろんな議論もあると思うんですけども、民間の業者のノウハウを生かした提供といったしましてはやはり1つはレファレンスの手法についても多様化したというふうには聞いております。行政のほうではこれまでそういうチャンネル、ツールを持っていなかったのですけども、そういうチャンネルを持つ事業者さんが来られることによって、さまざまな情報の提供、レファレンス対応が図れたというふうにも聞いております。また市民要求への迅速な対応についてなんんですけども、やはり行政が大きな人員の変動であったりとか、制度の改変を行うにおきまして、やはり行政の手続の期間が長期化するというふうには言われております。この中で指定管理者に任せることによって、その社内で意思決定が行われて対応が図れたというふうにも聞いております。また6番につきましてはやはり行政のほうでは基本的には指定管理者を導入する以前の問題として、図書の調達については正式に選書会議において発注、購入を行うんですけども、場合によってはどういったところが指定管理者に入るかによって、その直営で購入する手続、工程等、配慮がいただける部分もあるのかなというふうには聞いてはおります。ですので、図書資料の調達についても迅速な購入が図れたというお声も実際にはいただいております。

○大久保委員 今のお話で例えばレファレンスについてさまざまな情報提供が可能になったということなんですけど、例えば商用データベースを導入しましょうとか、そういうことかなと思うんですけども、大阪市でも今28種類を提供しているんですが、ただ提供しただけではやはり利用者の方ってそんなに利用されるわけではなくて、例えば講座をやるとか検定をやるとか日々お声をかけてレファレンスの中で使ってお仕事をするとか、そういうことがないと、そのことによって利便性が高まったとはいえないと思うんですよ。これは個人的な感想んですけど、導入をしたからといってサービスが向上するというふうには私、民間事業者の提案があって、それができたから、サービスの向上なのかというところはすごく疑問があって。だからどんなふうな図書館にしていくのかということがあって、初めてそういうものが生きてくるんじゃないかなと思うので、それが指定管理者を導入した利点としてあるのかどうかというのもちょっと議論というか考えていかなくちゃいけないのかなと思うのと、先ほどおっしゃっていた市民要求への迅速な対応というのは、実際、例えば市民の声が上がって来て、手續が通常2週間はかかるとか、うちなんかもそうなんですけど、そういうあたりがそんなに違うのかなと思いますし、その6番の、図書資料の調達手段の多様化についても、ちょっと話がずれるんですけど、3番の3-4で指定管理者導入自治体とか、窓口業務の導入自治体が書かれているのは、恐らく全部同じ業者さ

んではないでしょうか。図書館が業界として利用が伸びても収入が上がらない、インセンティブが働かないため、受託指定管理者になられる業界というのが、図書館関連の業界、業者さんが非常に多いと思うんですね。そこから派生するものかなとは思うんですがそういうわけではないでしょうか。

○南館長 具体的な指定管理者を受託する事業者名は伏せてたいと思うんですけども、やはりそういう事業者さんが指定管理者を受託することによって、図書の調達の手段につきましても、やはり通常的な購入のやり方を進めている中でも、いろんな購入の方法についての提案もあるのかなというふうには聞いております。

○井上会長 私が申し上げるのも変なんですけど、大阪府下のある市の例ですけれども、いわゆる取次が変わるわけですね。だから取次が、具体的に言いますと大阪屋であったところがTRCになると、指定管理者になって、そしてそれで調達手段の多様化、迅速化が図られたというようなことだと思います。その業者名を出すのはおかしいんですけども、だからそういうところでは、とにかくある業者は自分のところで取次をしてない図書館については取り組みますと、資料を自分のところから買ってくれるという、そういうメリットがありますので、当然その辺のことで多様化、迅速化が図られるということになっている例があります。だからその辺のことを2-1-6では言っているんではないかと思います。違ってたらまた指摘していただいたらいいと思います。

それから4の市民要求への迅速な対応というんですが、これは利用者のさまざまな要望とか苦情が図書館に寄せられます。それに対して図書館内部で解決できないケースが当然発生します。つまり行政の他の部署との調整とかそういうものが必要になってくる場合ですね、この受託の業者では他の部署との、教育委員会の他の部署との折衝がきちんとやれるかというと、これは非常に疑問になります。業務の範囲外だ、これは受託の範囲外だと、あるいは権限外で逃げてしまわれてるという例が実際出てきております。だからこれが必ずしも市民要求への迅速な対応ということには、ある面でそういうケースが出た場合はつながらないとか、あるいは特に図書館協議会等の住民参加というのは指定管理になりますと当然住民参加というのは保障されませんし、あるいは指定管理者制度を導入された、これについては議会の報告事項等、説明も報告も一切なしということで、その内容を公開せよということになると、これは企業秘密ということで逃げてしまわれます。だから民間事業者が指定管理者になりましたら、議会へ報告義務というのはありませんし、住民の監査請求とか情報公開の対象外になります。だから住民のチェックもできない、いわゆる企業秘密ということになりますので、つまり議会の監視も届かず住民による民主的なコントロールの道はふさがれてしまって、これは明らかに地方自治の本旨に反するというふうなことも言われております。あるいは一番問題になりますのは、やはり働く社員、人件費の問題です。対応が悪くて安定した雇用が継続しにくく、それも指定管理者制度になりますと、期間が3年ぐらい、通常は3年ぐらいです。だからそういうのでいつ首になるのかもわからんというようなことで、最初は熱意を持って仕事をしていても非正規の職員であるし、低賃金で不安定、しかも権限がないということで職員の働く人の熱意とか労働意欲がそがれて長続きしないで頻繁に職員がかわるという、あるいはそういう点で専門性の形成というのは望めないというようなさまざまな問題点が今指摘されてますし、指定管理者制度を導入した図書館で問題が多過ぎるということで大阪府下の例はないですが、全国

的にも数館、もう10館ぐらいになりますが、直営に戻したというケースが出てきております。だからもう少し指定管理者制度の利点、課題をきっちり整理していただきたいと思います。これは私の意見です、個人的な意見ですけど。

○伊藤教育次長兼生涯学習部長　　すみません、今ちょっと会長さんのほうから御意見ということで御指摘をいただいておりました。一応市民からの要望で時間がかかる、図書館内で解決ができる問題ではある程度、団体さんのほうがスピード感があるだろうけれども、市の関係部課との調整が必要な場合は、直営と比べて若干市のほうがかかる関係で、あるいはその場合だったら図書館、直営の図書館、中央図書館的機能のある形になるので、若干時間がかかるのではないかというような御指摘だと思います。その辺は確かに、そういうこともあるかなと、それは当然課題であろうということで、それについてはそういう余り時間のロスの生じないようなやり方、手法を指定管理者さんとの間で手法について検討していくことにはなろうかなというふうに考えております。それから議会のチェックということでございます。それぞれ指定管理者制度でもって、各地方公共団体で運営されております。八尾市におきましても、そして私ども生涯学習部、生涯学習施設、文化財施設、スポーツ施設、もうほとんど指定管理者制度で運用しております。それぞれしっかりと市民サービス、利用者サービスの向上、あるいは管理運営についてもしっかりと運営していただいている、モニタリング等において、我々運営状況についてもチェックをさせていただいております。また、利用者アンケートもとらせていただいてチェックもしております。業務報告等も年に1回いただいて、それについては議会に報告をするということになっております。それで議会のほうからも指定管理者の運営状況についていろんな形で御指摘をいただき、我々はそれに対してお答えしていくという形で、議会のチェックが働くかしないというような御指摘がございましたけれども、八尾市においては指定管理者の業務の運営状況について、一定議会のほうに御報告をさせていただき、議会のほうからも御意見をいただくと、そういう形になっておるということについては御理解賜りたいと思います。それから人件費の関係で御指摘もございました。我々、ちょうど5年に1回の指定管理者の更新を行っております。いろんな団体さんから御応募いただき、選考委員会で一番望ましい管理者を選んでいくという作業を行っておりますけれども、その選定基準の中で、あるいは募集要項の中で職員体制はどうなっていますかと、それでその職員さんの雇用形態はどうですかと、その辺のことについても一応事業計画書の中でしっかりと書き込んでいただいて、それで事業計画書を我々がチェックをする、あるいはヒアリング等でもってしっかりとその辺の不明な点については聞かせていただく。これについてはいろんな形で議会のほうからも御指摘いただいておりますので、我々これについてはしっかりと指定管理者、団体さんにチェックをして、一番望ましい団体さんを選ばせていただく、そういう形でもって運営をさせていただいているという状況でございます。会長さんのほうから何点か御指摘いただきましたけれども、今の運営状況、指定管理者の八尾市における状況について御報告をさせていただきました。

○井上会長　　ありがとうございました。

問題点もいろいろあると思いますけれども、基本的に指定管理者制度、委託になりますて請負契約になりますので、指揮監督、教育とか指導ということを職員が企業の職員に對してできない訳ですね。だから、その辺が非常に指揮監督、教育できないということ

せいぜいできるのは助言とか、こうしたらどうですかと、非常に下手にいくようなことしかできないというようなこともあります。それから問題は公権力の行使という面では企業の職員はできません。というのは、例えば館内で不審者がいたり、あるいは凶暴な人がいたりとしたら、図書館の外へ出ていいってくださいと、こういうふうな指摘は受託会社の職員はできないんです。公権力の行使になりますので。これは職員がやらなければならないということ。ただし指定管理になりますと、カウンターに市の職員が立てないんですね、だからその辺の調整が非常に難しいこともあります。だからいろんなクリアしなければならない点がありますので、もう少し整理をしていただきたいなというのが私の個人的な意見ですけれども。

○南館長 今、会長からいただいた御指摘の中でもやはり指揮命令系統ということでの御指摘もあったかと思います。その件については窓口業務委託を行った場合でも指定管理者制度を行った場合でも共通する話かなというふうには思いますけれども、先ほども私のほうで説明させていただいたように、指定管理者制度を導入するにおいて、直営のもの、行政のほうと指定管理者のほうと、どういった連携と調整を図れる機能を持たせるのかというところが導入の際の大きな一つのキーかなというふうには思っております。このあたりにつきましても先ほどの都市の中でも両方併存しながら取り組んできた自治体もございますので、その取り組み状況についても参考にしながら、また定期的な各指定管理者による館長を含めた連絡会議等の中でそういったサービス格差がないようにということのほうの調整機能は十分持たせていただきたいなという課題整理は進めたいと思っております。また公権力の行使につきましても御指摘いただいておりましたけれども、そのような退館命令をどういうふうにしていくのかというところにつきましては、やはりその建物の管理の問題等もございますので、そのあたりは指定管理者でも行えるのかどうかということは整理していただきたいなというふうには思っております。

○井上会長 すみません、私ばかり言いまして申し訳ありません。ほかの委員さん方、どうぞ。

○永富委員 すみません、実際に八尾の図書館協議会としてこの3-4に示されているような大阪府内の指定管理者導入の自治体の図書館とかに実際に行ってみるとすることはできないんでしょうか。行って、そこの図書館を見て個人的に行くことはできるんですけど、個人で行って見るよりは図書館協議会で行って見ると、また向こうの話も聞けるでしょうし、実際に時間的にも人数的にも無理かもしれないんですが、そういうのは無理でしょうか。

○南館長 行っていただけないかどうかというのは、まずは皆様の中で日程的なこともございますので、御意見をいただければと思っております。なお、今回予定としましては次の会議の段階で皆様方の御意見を取りまとめていただきたいなというふうに思っております。それに伴いまして先ほど冒頭、資料の第1で説明しているように、第4地域図書館の建設工事の目途がどうなっていくのかというところも含めながら、この第4地域図書館の管理運営体制を決めていく時期が決まってくるのかとは思っております。ですので、今の段階ではこちらのほうで予定しているスケジュールで進んだ場合、工事事業者が決定して1月に着手し、27年夏の開館ということを含めますと、今年度末までには考え方をまとめていく必要があるのか

なと思っております。なお委員の皆様としてこの導入している自治体に行っていただくことについては、行っていただくことになれば調整をさせていただきますけども、時期的なことも含めて皆様も御検討いただけたらなというふうに思います。

○井上会長 永富委員さんの今回の意見ですけど、協議会の委員として行かせていただいても本音は、都合の悪いことは絶対に言いませんので、余り効果が、見学に行っても果たしてあるかどうかと思います。これ、私がこんなことを言うのはおかしいんですけど。絶対に悪いことは言いませんので、いいことばかり言いますのでね、だからそれこそ個人的にこっそり行かれて、どの辺が悪いんでしょうということを聞けば、あるいは働いている人の労働条件とかですね、その辺を公では言いませんので、こっそり行かれたほうが、むしろ問題点がわかるのではないかと。公の八尾市図書館協議会として行ったら多分そういう結果になるのではないかと思います。こんなことを言うのはおかしいんですけど。

○永富委員 個人的にグループを募って行ってみたいと思います。

○松井委員 指定管理者の問題はもちろん今すぐ結論が出せないというふうには思いますけれども、先ほど南さんが今年度中には委員の意見を取りまとめてといってというふうなことでしたから、そんなに時間がないのは確かなんですよね。ただ、いろいろな委員さんの御質問とかを聞いておりまして、ここに書かれた資料であげられているような事柄を見ただけで判断できるようなものでもないというふうに感じました。例えば指定管理の2-1のところの利点、先ほど大久保委員のほうから質問があって、私は課題のほうにこんなに7項目も課題があるのに、この7項目の課題については具体的な説明がほぼなかったので、これは一体どういう意味なのか、あるいはこれが課題だったらどうやってそれをクリアするのかという説明があつてしかるべきだろうと思うんです。それから市民協働の場合に、こういう場合はどういうふうな対応になるのかということを具体的に項目というか事例をあげながら、もう少し細かい説明をしていかないと市民の皆さんへの不安というのも払拭できないと思うんですね。ですからもう少し丁寧に課題としては、こういう場合にはこういうふうな課題が生じるというふうなところを、もう少しあわかりやすく具体的に整理した資料を御提示願えないかなというふうに思います。かなり経費の問題、非常に大きいかと思います。職員の数を増やせないというふうに最初に説明がありましたので、その職員の数を増やせないという、その辺の理由をもう少し具体的に説明していただきたいのと、例えば龍華の図書館が何人ぐらい職員を予定していて、その職員の運営体制ですね、そういうふうなものを具体的にもう少しイメージしやすい数字などをあげていただいたら判断もしやすくなるかなというふうに思います。それと開館時間のところで少し質問してもよろしいですか。開館時間のところで気になるのは開館時間を10時のままというふうに結論をとりあえず出されたということなんですけれども、確かに開館準備のための作業がたくさんあるというのは私も理解できます。例えば現在、大阪府内でも9時とか9時15分とか9時30分に開館されている図書館もあるので、そういうふうなところに例えばどんなふうな工夫をされているかとかいうふうなことを一つ伺うのも、ありかなというふうに思ったりします。八尾の現状は八尾の現状として理解しますけれども、例えば返却本を処理しないといけないというのは、例えば前日が休館日で1日あいて開館というふうなときに返却本がポストに返却されている本が非常に多いというのは想像できますけれども、開館日の翌日に、明くる朝に本がそんなにたくさんたまつてないと思うんですよ。

ですから、その辺まだ弾力的な対応を検討する余地は残っていると思うんですね。ですから、休館日の翌日の10時がしんどければ、例えば翌々日の平日の朝に、毎日でなくともいいですから、週に半分ぐらい開館時間を早くするような日を設けるとかいうそういう設定もあるんじゃないかというふうに感じます。少しその辺を弾力的に検討していただくようなことはいかがでしょうかというふうに思います。閉館時間も全部を8時に統一するという案ですけれども、水、木、金ですね、それを早く開館した日は閉館時間を1時間早めるとか、そういうふうな方法はいかがでしょうかというふうに思うんですけれども。

○南館長 幾つか御指摘をいただきてちょっと漏れがあるかなと思うんですけれども、まず冒頭にいただきましたように、利点の話と課題の話。課題に対する対応策についても当然説明させていただかないといけないというふうには思っております。これにつきましても市の中でこういった課題に対してどう対応していくかということと、既に一般的に出されています他の自治体、今3市ほど確認させていただいておるんですけども、実際に市の直営と比較して、直営施設と業務上の意思疎通が不通になるのではないかという課題があったのかなというふうな、先ほど池田委員からありましたように、直営施設と指定管理者施設とのサービスの格差といったものがあるのかなということにつきましては、本市としては図書館の業務マニュアルを徹底的に幾つか整備していくことと、定例的な会議を開催していく、また館長による会議を定期的に開催していく、そういう課題整理を図る場面を設けていくとか、それともう1点は指定管理者を導入することによってこれまでに蓄積してきたものが継続性の確保が困難なのではないのかということにつきましても、御指摘もあったかなと思います。そういうことにつきまして他市の事例を参考にさせていただきまして、指定管理者の選考の時に市の要求水準の中でやはり現行サービスの継続の留意事項を十分きちんと規定していくとか、マニュアルとかそういった引き継ぎ期間を十分取るとか、そういうところの対応策はとられるというふうに聞いております。ですので、幾つかの課題につきましても列挙させていただいておりますけれども、その課題に対してどういうような改善策、対応策を図っていくかということにつきましても、内部では検討議論をさせていただいておりまし、また先ほど伊藤教育次長の説明にあつたように、これまでにも市としては幾つか、多くの施設で指定管理者制度を導入しております。そういう部の対応策につきましても参考にしながら今回の課題整理を図っていきたいなというふうには考えております。また市の職員の問題につきまして、参考で御説明もさせていただきますと、昨今の国のはうから行財政改革を進めるにおいて、幾つかの地方公務員の定数についての見直しの話もありてきてはおります。一つには自治体全体の定数を何%削減しなさいというふうな、削減しない場合には交付税の措置が減額されるであつたりとか、さまざまな地方債の許可がおりないとかいったところの話も来ております。そういう中で市といたしましてもやはり定数のあり方についても適正な定数化を進めていくという取り組みも進めておりまして、一つの参考的な事例で、市の実情ですけども、毎年市の職員数につきまして、給料であつたりとか、そういう人件費の点につきまして市政だよりで御紹介させていただいておりますけども、これまでの教育委員会全体の事務局の一般行政職の職員の数について、参考で御報告させていただきますと、平成18年度の4月1日現在では教育委員会全体で行政職員が281名おりました。しかし平成24年度の4月1日現在は、187名というふうにわずか6、7年で100名前後、これは機構

改革の中で部署が変動したということもありますけども、そういう実情もございます。市全体の職員数につきましても、平成18年度、一般行政職、これは一般行政職ですので、水道局とか病院とか消防等は除かせていただきましても、平成18年度の一般行政職は1,223名でした。しかしながら平成24年度には1,173名ということで、50名前後の減員となっております。そういう中での教育委員会の職員数についてはこのような状況になっておるということでの御理解、状況を参考までに報告させていただきます。そういう教育委員会の一般行政職の人員数が限られている中で、どうやって第4地域図書館を運営していくのかということは、やはり大きな留意事項かなというふうには思っております。朝の開館時間についてですけれども、先ほど冒頭で私が言わせていただいたように、朝の返却ポストへの返却本が非常に多いのが事実で、当然開館した翌日もそれほどないのではないかというところもございます。確かに休館した月曜日の次の火曜日の朝と、火曜日開館して水曜日の朝との差であればやはり休館日を挟んだほうが非常に多いのは事実でございます。ただ市内には7カ所返却ポストというのがございまして、それは昼間の時間帯でも投函できますので、借りられた方が駅に通勤通学で行かれる時にJR八尾駅とか久宝寺駅とか、そういう高安駅等の駅で返却されるのが非常に多くございます。今現在数字がちょっとすぐに出でこないですけども、その中でもやはり100冊、200冊ではなくて、1000冊近い数字が毎回あがってきているというような状況でございますので、そういうところを少ない人数の中でどう処理していくかというところはやはり大きな課題というふうには認識しております。また開館しながらそういう返却作業をするということも現実的には想定されることなんですけども、市民の方々におきましては、返却ポストに投函した段階で自分自身がもう返却手続は終わったものというふうに思っておられる方も多いございます。ですので、返却ポストに入れた段階ですぐにまた借りに来られることがあります。市としては10冊上限なんですけども、10冊を駅前などのポストに入れ、そしてすぐ図書館に来られて、ただまだ返却ポストに入った本が図書館で返却手続が済んでおりませんので、借りに来られてもまだ返却手続になつていないのでお貸しできませんということになれば、やはり市民の方々も戸惑いとかいろんなトラブルも発生するものが事実でございます。そういう御迷惑、誤解の生じないようなやり方をどうしていくのかということも一つの返却ポスト処理の課題かなというのは認識しております。

○井上会長 質問は。

○松井委員 質問。今の回答に対する。

○南館長 幾つかご指摘いただいて、全部お答えできていないなと思いますので。

○松井委員 一応一通りは言っていただいたと思います。

○南館長 それと冒頭松井委員のおっしゃったように、課題に対する対応策の、こういった説明できるものにつきましても、いろいろと議論や他市の状況も調べさせていただいております。また、今回西村のほうから冒頭説明させていただいたように、一つの方向性としてこういう運営形態があるのではないかということでの課題整理を進めていきたいなと考えておる途中でございます。ですので、今日皆様方からさまざまな御指摘、御意見をいただいております、といったところも課題ということで、どう整理していくのかというところは引き続き議論させていただきまして、次回の会議の時にはお示しできるようにしたいと思っております。

○伊藤教育次長兼生涯学習部長 すみません、ちょっと補足させていただきます。私は生涯学習部長になる前は人事課長をしておりました。より限られた人員体制の中で行政サービスを提供していくというのは我々の使命というふうに考えております。そういう意味で先ほど、あるいは冒頭に職員の採用云々というふうに御説明をさせていただいたところでございます。我々、第4地域図書館、指定管理者制度というのを有力な運営手法の一つということで、検討させていただいております。ただ指定管理者制度においては第4図書館において、より質の高い利用者ニーズを踏まえた図書館サービスが提供できるんだということになれば、直営で運営せざるを得ない、そうなれば当然新たな職員等を任用し、配置をしていく必要があるということになる訳でございます。絶対にいろんな新たな行政需要が当然生じてくる。それに対してそれを担うのは、市の職員でございますので、したがって、それを市の職員でもって執行するのか、あるいは公民協働ということで民間さんの力も借りながら、あるいは市民の力を借りながら執行していくのか、それはそのときの運営方法でより望ましい運営方法はどれかということを検討する中で、選択していくことなのかなということで。それで第4地域図書館でもって我々指定管理者ということを検討させていただいているところでございますけれども、やはり市におきまして、この指定管理者制度ができた段階で、一応指定管理者制度の運用の考え方として、新しい施設、公の施設、公共施設を設置した場合、指定管理者制度を採用するのかどうかまず検討するということが市のルールということになっております。そういう意味におきましてもまずはこの第4地域図書館で指定管理者制度が導入できないか、第4地域図書館でどのような図書館サービスを我々が提供し、それを運営するのにふさわしいのが指定管理者制度であるのか、その辺については我々説明責任があろうというふうに考えております。そういう意味で、先ほど御指摘いただきましたこの課題に対して我々はどんな対応をしていくのかについてお示しをさせていただくということが我々の説明責任かな。あるいは先ほど会長さんのほうから御指摘いただいた数々の点、それに対して我々がどう受けとめて対応を考えているのか、それを当然御提示をしていく必要があろうというふうに考えておるところでございます。

○井上会長 ありがとうございます。前回大阪市の大久保委員さんに大阪市の窓口委託の状況、あるいは指定管理ではなくてなぜ窓口委託になったかというお話を含めてしていただいたと思うんですが、大阪府立図書館の状況を吉川委員さんから、できましたら御報告を願えますでしょうか。

○吉川委員 府立の場合も窓口以外の業務で機械的にと言いましょうか、体を動かすことで進める仕事というのは委託という形でアウトソーシングをしているという状態でございます。始まりましたのは平成22年でございまして、大阪版市場化テストという制度がございまして、これは平成17年にガイドラインができているものなんですけれども、平成20年に入りましたから、特にこの制度を活用して公でやっているものに対しても、対象業務の詳細な情報を開示した上で民間業者から提案があれば、そういうものを受けた第三者機関で審議をして、民間開放等をしていいものかどうかというのを検討して、よいということであれば、そちらへしていく。それで平成20年の3月に新たな対象業務、それまでにも一部をやっていたんですけども、それまでに平成20年に新たに対象業務を募集したところ、図書館業務について提案を受けたというところから始まりまして、いろん

な議論を、第三者機関であります管理委員会を経まして、翌21年の9月に大阪府としては民間開放をいたしましょうと。ただ全部ではなくって、限られた範囲での民間開放をいたしましょうというふうに決まりまして、その年の12月から22年の1月にかけてプロポーザルの入札をして、このときは5者応募がありました。本当にここは現場におります者としましてはドタバタで、平成22年4月に始ましたんですけども、非常に検討期間はそれなりの時間があったんですけども、プロポーザルで入札をしてから本当に導入するまで非常に短い時間であったというのが現場の感想です。何を外に出しているかということなんですねけども、実はそれまでも小さな業務の固まりごとに出しておった業務がございます。例えば大阪府立中央図書館は地下書庫に随分たくさん本を置いておりまして、書庫出納毎日500冊ぐらい出ていて、帰ってくるというような図書館なんですけれども、その地下書庫で必要な本、上の階のオープンカウンターからこの本を出してと言われたら自転車に乗って取りに行くんですけどね、広いので。それを取ってきて上の階に出すというような仕事ですか、新しい本を買ったときに図書館では装備と言つてますが、ラベルを貼るとか、バーコードを貼つて、天地印を押してというようなことをやるような業務ですか、あるいはオーディオビジュアル室、非常に独立性の高くて、本を置いているところとは全然空間的に別なところでオーディオビジュアル資料を扱っているんですけども、そういうところは早くから委託に出していたんです。別々の契約で出していたものをこの際にまとめました。さらに加えまして、割と単純業務であろうというふうに管理員さん方にも御判断いただいた業務がさらに加えて、この業務委託の中に入っています。その中には例えば蔵書点検でありますとか、書架整理でありますとか、あるいは新しい本を買います時に、選ぶのは職員なんですねけれども、細かくデータを入力していく、その入力は、項目さえ指定してここにこう入れてくれというふうに指定しますと、後は割と機械的に進む作業なんんですけど、そういうような作業ですか、新規利用者の登録ですか、貸出、返却、予約なんかの窓口の業務というのを委託業務といたしました。レファレンスサービスにつきましては高度なレファレンスという言葉で新聞にも出たりしたんですけども、やはり大阪府立の図書館、中央だけでも260万冊を超える蔵書を持っておりまして、古いものもたくさんあるし、そこである程度知識と経験がないとそんなに答えられないというような、簡単じゃないレファレンスは3、4階が今でも直當で職員が担当しております。利用案内ですか、単純に蔵書検索をしてありますとか、他の図書館にありますとか、割と簡単に答えられるものについては、これも広義のレファレンスではあるかと思いますけれども、それは民間の業者さんにお願いしているというふうな分け方でございます。言葉だけ、ネットなんかにもいろいろ私どもの資料なんかも出ていますので、言葉だけでみると、例えば蔵書点検全部やってもらっているのかと、あるいは整理作業を全部業者さんがやってはるのかというような御心配といいましょうか、出る部分があるんですけども、例えば蔵書点検でも企画は職員がります。広報なんかも全部職員がやりまして、実際に働くところはポータブル端末を持って書架の間に入ってピッピッとなぞっていくんですけども、そういう作業なんかは比較的軽く中央図書館がどういうふうに動いているのかというのは余り知らない方でもピッピッというのはできるというので、出しております。というような状態です。公になっております資料では人数が中之島と含めての数字なんですけれども、これを機会に正職員の定数は19人減りまして、今は両館

を合わせて59名が定数になっております。非常勤さん、それまでにも委託にも出しておりましたし、非常勤の職員さんがメインでやっていた仕事というのもこの際に出しましたので、その影響もありまして両館を合わせて42人、人が減ったという数値を公には出しております。導入当初はカウンターで貸出、返却をするのはパッと見には単純作業であろうというふうに思われる方も多いかと思うんですけれども、中央図書館に入ったところが貸出、返却、登録のカウンターに今なっているんですけれども、まず第一にそこでお尋ねになることって多いんですよね。そこで、もっと詳しくお調べすることになれば3階、4階に振るということなんですけども、その辺の切り分けというのは非常に難しくて、業者さんも大量に知らない方が入っていらしたということがありまして、当初は非常に混乱をしました。先ほど館長さんがおっしゃっていましたけれども、マニュアルをきっちり整備していくことで、例えば指定管理にもしなった時の課題もある程度備えることができるのではないかというふうにはおっしゃっていましたけれども、なかなかマニュアルでカバーしきれないところがあるというのが、しばらくやったところの意見ではあります。それから図書館で少しずつ社会の動きに応じて新しいサービスというのも考えていかなきゃいけないところであろうかと思うんですけれども、マニュアルだけでは新しいサービスというのはなかなか生まれてきにくいのかなというのは、これは窓口委託をやった私どもの感想なんですけれども、そういうところがございます。ですので、直営の部分は、そういう新しいサービスをどういうふうにしていくかとか運営というところも含んで、あと府内市町村さんとの連絡調整ですかとか、研修をやるとか、大きな選書方針を立てるとか、サービス方針を立てるのはもちろん直営で行っているというところで、導入後しばらくは私どもの経験で委託業者さんとの調整に非常に手間取ったということはありますけれども、今、実は3年過ぎまして、今年で4年目なんですけれども、今1年随契で延ばしている状態なんですけれども、大体お互いの仕事の区切りというのは実は手探りなどころがあったんですが、大体は落ちついてきたのかなという状態でございます。ですので、私どもは委託でしたけれども、どういう仕事をどんなふうに業者さんにやっていただくのかというのは図書館業務のところで整理するべきであったなど、まだ私どももまだ課題は抱えているところでございます。

○井上会長 ありがとうございました。何か、他の委員さん方。

○吉川委員 その検討のときに国際児童文学館と子ども資料室、障がい者支援施設、これはもう業者さんには出さないというふうに決めましたので、たまたまそのタイミングで国際児童文学館は私どものほうへ、吹田から移転してきたんですけども、子どもに関するサービスのところは今全て直営で行っています。以上です。

○井上会長 ありがとうございました。

いろいろ御意見をお聞きしましたが、一遍にすぐに解決できる問題ではありませんのでまた次の協議会に向けて皆さん方でも十分この点について御意見を、次回また頂戴したいと思います。

次に案件の3番目の報告案件に移りたいと思いますので、よろしくどうぞ。

○西村館長補佐 次にお手元の資料3、八尾市図書館条例の一部改正について御説明をさせていただきます。先の9月議会に議案上程し、可決されたものがありますが、内容につきましては志紀図書館の駐車場料金の改定でございまして、市の財政サイドのほうから

他の公共施設における駐車場料金の統一化、また負担の公平性の観点からお手元配付のとおり金額の改正を行ったところでございますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○井上会長 事務局の報告に関してご意見、ご質問等はございませんか。

なければ、他にございませんでしょうか。

○西村館長補佐 水谷委員から夏休み期間から10月8日までの期間におきまして、曙川東小学校における志紀図書館の利用のアンケートを実施された結果をまとめた資料の提出がございましたので、委員のみなさんに、御配付をさせていただきます。

○水谷委員 少し説明をさせていただきます。夏休み期間から昨日までの期間で、曙川東小学校における志紀図書館の利用状況についてアンケートを各学年で行いました。何分、至急作成しましたので、間違い等ありましたらご容赦いただきたいと思います。志紀図書館は志紀小学校の校区内で、曙川東小学校は隣の校区なものですから、これまで図書館に行きなさいということはあまり言っておりません。校区外に出る時には親御さんと出るように指導しているわけです。図書館との関係において何かできないかという思いから、今回アンケートを実施しましたが、この結果からは本校生徒の44パーセントが夏休みから10月8日の間において、志紀図書館の利用をしたという結果を得ました。

図書館に来る目的としては、「本を読む・借りる」ということが多く、イベントなどの行事に参加ということが意外に少ないです。これはやはり、子どもたち自身が図書館でイベントをやっていると知らないのが大きいかなと思います。市政だよりなんかで広報していただいていますが、子どもは読まないですから、もっと学校を通じてでも子どもたちへ直接情報を届けていくような工夫ができればいいかもしれません。

○井上会長 その他、事務局から報告はありますか。

○西村館長補佐 次回の日程でございますが、これから調整となります11月末から12月頭にかけて協議会を開催させていただきたく、日程調整を行いたいと存じます。協議案件は会長とも協議をさせていただきますが、本日御協議を賜りました、管理運営体制、開館日時等についての議論を深めたいと考えてございます。

○井上会長 本日、予定しておりました案件につきましては以上となります。この際ですので、委員の皆様から、図書館に対してご意見、ご質問等、何かありませんか。

○池田委員 映画「じんじん」について一言お話をさせていただきます。冒頭にも教育長の方からもお話をありがとうございましたが、本当にいい映画で皆さんにも是非ご覧頂きたいです。11月12日に上映ということで、平日でなかなかご都合つきにくいとは思いますが、お声かけしていただいてご参加いただければと思います。また、委員のみなさんにも事務局にお願いしまして協議会資料にも案内を同封させていただき、この場でも紹介をさせていただいて、この場をお借りして感謝の意を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

○井上会長 本日、委員の皆様におかれましては、いろいろと御協議・御意見をいただき、ありがとうございました。いろいろと個人的な意見も申し上げ申し訳なかったですが、課題もさまざまありますので事務局におかれましては、本日の協議会で出された意見等について、今後の図書館運営の参考としていただくよう、お願いいたします。本日はこれをもって閉会します。ありがとうございました。

閉会 16 : 06